
4. よくある質問とその回答について

PFOS及びPFOAの検査 Q&A (1) 共通事項

質問	回答
<p>検査頻度減や検査省略は、<u>誰が判断するのか</u>。また、<u>報告等は必要か</u>。</p>	<p>水道事業者や専用水道の設置者が<u>それぞれご判断いただく</u>ものです。また、水道法施行規則第15条第7項により、<u>検査の回数及びその理由、検査省略とした項目とその理由</u>を「<u>検査計画</u>」に記載することが定められています。</p>
<p>令和8年度以降は、<u>原水の検査は必要ないと考えてよいか</u>。</p>	<p>水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成15年10月10日健水発第1010001号）第4の2により、<u>原水についても年1回</u>は検査をお願いしています。</p>

PFOS及びPFOAの検査 Q&A (2) 検査頻度減

質問	回答
<p>「<u>原水並びに水源及びその周辺の状況（中略）を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ない</u>」はどのように判断すればよいか。</p>	<p>事業者や設置者の総合的な判断によります。判断根拠の一例として、周辺河川・原水の検査結果や上流域においてPFOS及びPFOAを取り扱っていた工場がなかったことの調査などが挙げられます。</p>
<p>R6年度の給水栓の検査結果が基準の1/10以下であったので、<u>R7年度には検査を実施していない</u>。この場合、検査頻度を「<u>3年に1回以上</u>」とすることができるのはいつからか。</p>	<p>過去3年間は連続した3年間を意味しているため、R7年度に測定を実施しなかった場合は、以降のR8、9、10年度の3カ年にそれぞれ適切な頻度で検査いただき、結果が良好であれば、<u>R11年度から</u>は「3年に1回以上」とすることができます。</p>
<p><u>R6年度とR7年度にそれぞれ検査を実施して基準の1/10以下であった</u>。この場合、検査頻度を「<u>3年に1回以上</u>」とすることができるのはいつからか。</p>	<p>R8年度に適切な検査回数を実施し、基準の1/10以下を満たせば、<u>R9年度から「3年に1回以上」とすることができます</u>。</p>
<p>専用水道において検査頻度を「1年に1回以上としたが、年1回の検査で<u>基準の1/5を超過してしまった場合、次の検査はいつ実施すればよいか</u>。</p>	<p>超過してから概ね<u>3か月以内</u>に次の検査を行い、1年間継続して「3か月に1回以上」の頻度で検査を実施していただく必要があると考えます。</p>

PFOS及びPFOAの検査 Q&A (3) 検査省略

質問	回答
<p>検査省略の判断にあたり、送水者の検査結果が必要となるが、これは<u>どのように入手すればよいのか</u>。</p>	<p><u>ホームページ上で公開されている情報</u>や水質異常があった時の連絡体制による収集が想定されます。</p>
<p>検査省略の適用を受けたが、送水者の検査で基準の1/5を超過した場合、受水者の検査はどのタイミングで実施すればよいか。</p>	<p>超過してから概ね3か月以内に受水者が自ら検査を行い、1年間継続して「3か月に1回以上」の頻度で検査を実施していただく必要があると考えます。</p>
<p>「検査省略」とした場合は、送水者の検査結果で基準の1/5を超過しない限り、検査は必要ないと考えてよいか。</p>	<p>水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成15年10月10日健水発第1010001号）第1の3(5)により、検査省略後も「概ね3年に1回程度」の検査をお願いします。</p>